

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落合

誠

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道根岸本町線	川口市本町三丁目 六三番六地先から 同市本町三丁目 二三番一地先まで	令和八年一月二十三日	平成二十二年十二月三日付けさいたま県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二四・一六メートル